

1月税務ニュース

税制改正など税務関連のニュースをお届けします。
できるだけ分かりやすく税金についてご紹介したいと思います。

平成23年度税制改正大綱

政府の平成23年度税制改正大綱が12月17日に発表されました。今回の改正は、所得や資産が多い個人へのしわ寄せが目立つ内容となっています。法人課税は実質的に軽減するが、その財源に充てる増税項目の重みも無視できません

所得税関係（平成24年分以後の所得税（住民税は平成25年分以後）から適用）

贈答品は飲食代ではないから、該当しないのではと考える方もいらっしゃるかも…。でも少額交際費の対象となる飲食費の中には、得意先等の行事の開催に際して差入れる弁当代なども含まれるとされています。

(1)給与所得控除の見直し

①給与所得控除の上限設定

その年中の給与の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設ける。

②役員給与にかかる給与所得控除の見直し

役員等の職務に対する対価として支払を受けるもののうち、収入金額が2,000万円を超える場合は給与所得控除額を縮小

給与収入金額	改正前の 給与所得控除	改正後の 給与所得控除	改正後の 役員の給与所得控除
1,500万円超 2,000万円以下	給与の収入金額 ×5%+170万円	245万円	4,000万円超
2,000万円超 2,500万円以下			245万－(給与収入額－ 2,000万円)×12%
2,500万円超 3,500万円以下			185万円
3,500万円超 4,000万円以下			185万－(給与収入額－ 3,500万円)×12%
4,000万円超			125万円

(2)成年扶養控除の対象の見直し

現行制度では、合計所得金額が38万円以下(給与収入で103万円以下)であれば、年齢を問わず1人38万円の所得控除を受けられるが、今回は次のように改正される。

成年扶養親族(扶養親族のうち満23歳以上70歳未満の者)については、基本的には控除はなくなるが、特定成年扶養親族(65歳以上70歳未満の者、障害者、介護保険法の要介護認定を受けている者等就労が困難な者、勤労学生等)に該当する者は現行どおり38万円の所得控除を受けることができる。

また、その年の合計所得金額が400万円以下である居住者の成年扶養親族については、負担経過措置として現行どおり38万円の所得控除を受けることができる

相続税（平成23年4月1日以後の相続から適用）

相続税の課税ベースおよび税率の構造について見直しが行なわれる。相続税の基礎控除が現行の定額控除5,000万円+法定相続人1人につき1,000万円だったものが、定額控除3,000万円+法定相続人1人につき600万円へ引き下げられる。税率についても、3億円以上の相続財産についての税率が上がり、最高税率は55%まで引き上げられる。